資料５

第３次草津市障害者計画および第７期草津市障害福祉計画・第３期草津市障害児福祉計画策定方針

１　策定の趣旨

障害者基本法第１１条第３項に基づき、市町村は、国の障害者基本計画や県の障害者計画を基本として、障害者計画を策定する必要があるが、現行の「第２次草津市障害者計画」が令和５年度で計画期間満了となるため、新たに障害者基本法、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）等関連法との整合を図りつつ、「第３次草津市障害者計画」として策定する。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第８８条第１項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定する必要があるが、現行の「第６期草津市障害福祉計画」が令和５年度で計画期間満了となるため、新たに「第７期草津市障害福祉計画」として策定する。

併せて、平成３０年４月１日施行の改正児童福祉法第３３条の２０第１項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する必要があるが、現行の「第２期草津市障害児福祉計画」が令和５年度で計画期間満了となるため、新たに「第３期草津市障害児福祉計画」として策定する。

なお、児童福祉法第３３条の２０第６項に基づき、草津市障害児福祉計画は草津市障害福祉計画と一体のものとして策定する。

２　計画の位置づけ

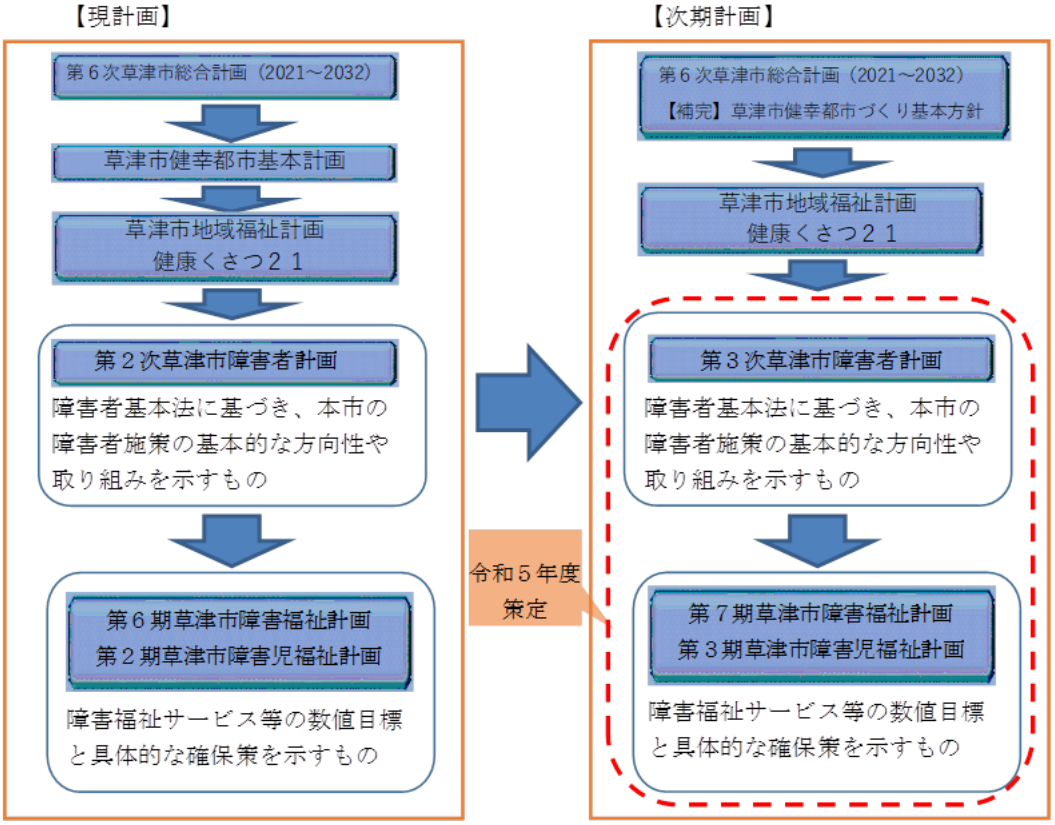

３　計画の期間

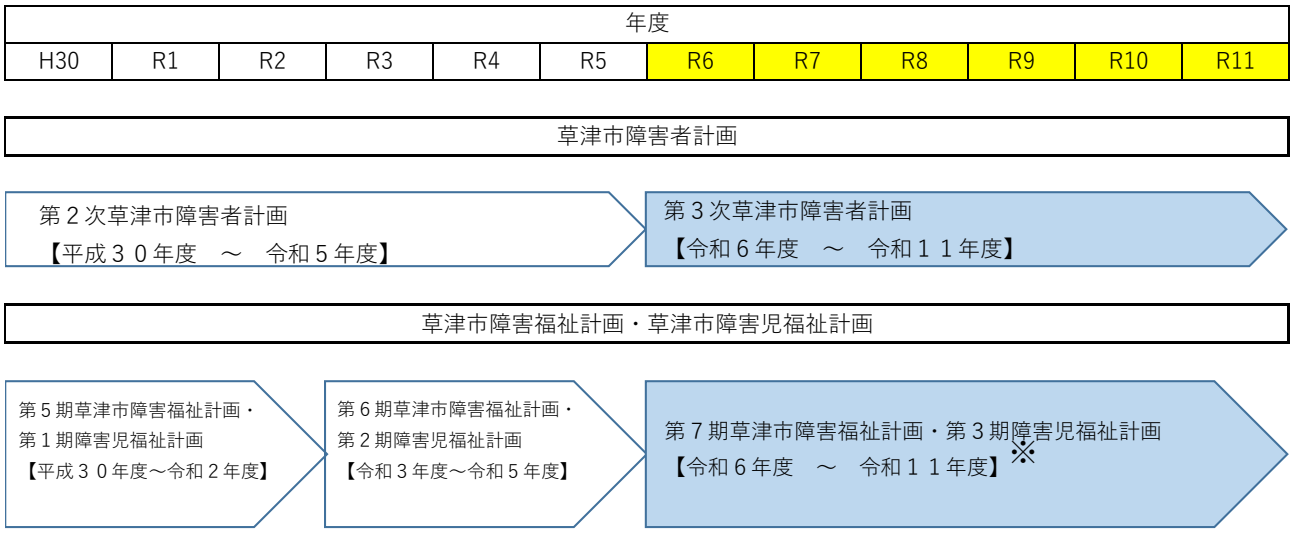

※　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針が改正され、障害福祉計画、障害児福祉計画の期間について柔軟な設定が可能となったことから、障害者計画と同様の計画期間とするが、報酬改定・制度改正等の影響の有無を確認し、必要に応じて見直しを行うこととする。

４　計画策定に当たっての基本的な考え方

（１）現行計画の実績・評価を踏まえた計画

第２次草津市障害者計画および第６期草津市障害福祉計画、第２期草津市障害児福祉計画の実績や評価を踏まえた計画とする。

（２）市民のニーズ等を踏まえた計画

本市の障害者人口の動向や、各種サービスの今後の需要を反映させた計画とする。

（３）国県の動向に対応した計画

障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき国が示す基本指針、策定の趣旨に記載する関連法、滋賀県障害者プラン等との整合のとれた計画とする。

（４）本市の関連計画等との整合のとれた計画

第６次草津市総合計画、草津市健幸都市づくり基本方針、草津市地域福祉計画、健康くさつ２１等と整合のとれた計画とする。

5　現計画の体系

【第２次草津市障害者計画】

１．基本理念

障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち　草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

【基本理念の考え方】

○「誰もがいきいきと輝けるまち」とは、

自ら選択した地域において安心して暮らし、自らの意思で自分らしい生き方を実現し、生きがいを持ってよりよい生活を送ることができるまちのことです。

○「共に生きる、インクルーシブな社会」とは、

障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会のことです。

２．基本目標

基本理念と課題を踏まえ、本市が達成を図る目標を掲げます。

目標１：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

目標２：いのちと健康を守ることができる

疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

目標３：安心して日常生活がおくれる

障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

目標４：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人の社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

目標５：地域共生社会づくりが進んでいる

地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすことで、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

第４章：福祉の施策

１．施策の体系

５つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

目標１：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる
- 施策１：障害と障害のある人への理解の促進
- 施策２：権利擁護と虐待の防止

目標２：いのちと健康を守ることができる
- 施策３：疾病等の予防と早期発見・早期対応
- 施策４：精神保健福祉対策の強化
- 施策５：保健・医療の充実

目標３：安心して日常生活がおくれる
- 施策６：相談体制の強化
  - **＜重点的取組＞　基幹相談支援センターの設置**
- 施策７：日常生活支援の充実
  - **＜重点的取組＞　生活介護のサービス量の確保**
- 施策８：住まいの確保
  - **＜重点的取組＞　グループホームの整備等の促進**
- 施策９：家族等への支援の充実
- 施策10：経済的負担の軽減
- 施策11：制度の維持と適正運用

目標４：ともに育ち、学び、遊び、輝ける
- 施策12：発達支援の充実
  - **＜重点的取組＞　医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実**
- 施策13：就学前教育・保育の充実
- 施策14：学校教育の充実
- 施策15：放課後児童対策の充実
- 施策16：文化・スポーツ活動等の促進
- 施策17：就労支援と雇用環境整備の促進

目標５：地域共生社会づくりが進んでいる
- 施策18：情報受発信の充実
- 施策19：地域福祉活動の促進
- 施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保

【第６期草津市障害福祉計画・第２期草津市障害児福祉計画】

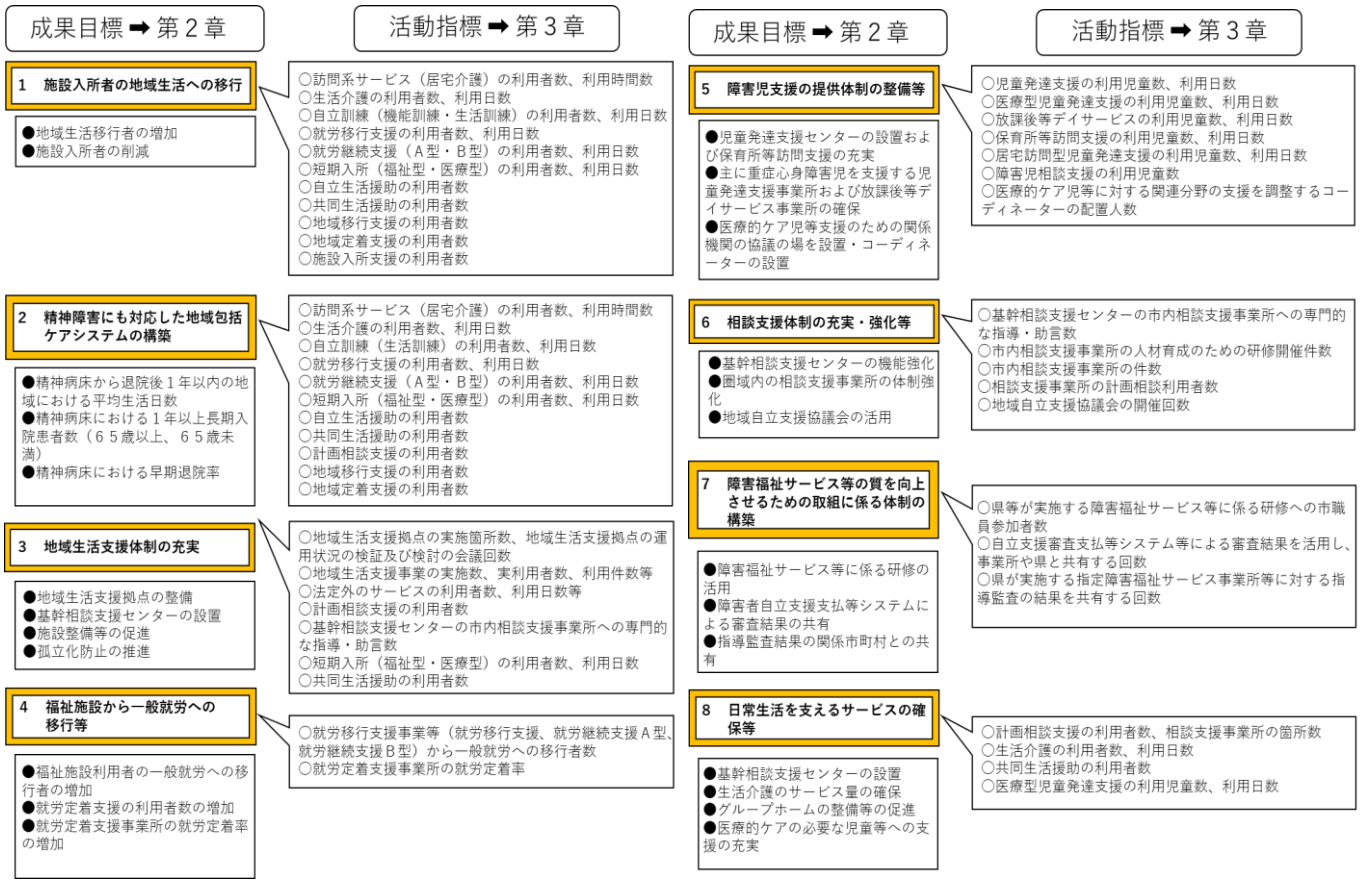

６　策定スケジュール（予定）

年　月	内　容	
Ｒ５		
７／２４	第１回審議会	策定方針審議
９／下旬	第２回審議会	計画素案審議
１１／下旬	第３回審議会	答申案審議
１２／下旬	計画案パブリックコメント（１ヶ月）	
Ｒ６		
３／下旬	計画の決定・公表	